

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

— 独立しんぶん —

基地と主権侵害なくす憲法9条実現政府樹立のために

全基地撤去 憲法前文と9条を厳格に実行
伊達判決と福島判決を活かそう！

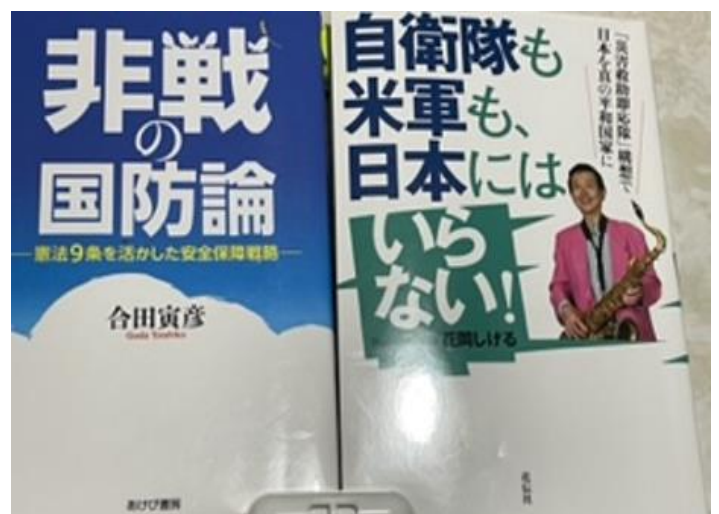
■全国本部 : 〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001
平山岡牧師記念平和センター内
■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp
■ホームページ : <http://www.kusanone.org>
■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から
米軍基地をなくす草の根運動
基地撤去の超党派個人加盟全国単一市民団体へ前進を！
全都道府県に都道府県本部を 市区町村に支部を 地域職場学校に班を
米軍基地をなくす草の根運動 会員拡大を！

『自衛隊も米軍も、日本にはいらぬ！
「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和
国家に』 (花伝社、1500円+税) 著者 花岡しげる氏、

『非戦の国防論—憲法9条を活かした安全
保障戦略—』 (あけび書房 1600円+税) 著者合田寅彦氏

2人の著者が、米軍基地をなくす 草の根運動に入会

2022年5月24日に、『自衛隊も米軍も、日本にはいらぬ！「災害救助即応隊」構想で日本を真の平和国家に』(花伝社)著者花岡しげるさんが、6月14日に『非戦の国防論—憲法9条を活かした安全保障戦略—』(あけび書房)著者合田寅彦さんが、あいついで、「米軍基地をなくす草の根運動」に入会しました。



2冊の好著を読み、普及しましょう！

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動は、このほど、次の声明を発表いたしました。

ウクライナに即時停戦と平和を

ウクライナに関する草の根運動運営委員会の声明

私たちは、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵略に反対し、これを強く非難します。私たちは、即時の停戦と、ウクライナから全ロシア軍が直ちに撤退することを要求します。

ウクライナでは、人道的にも看過しえない無辜の民の殺戮が行われ、国土と社会の破壊が進んでいます。また、ウクライナとロシア双方の兵士の命も毎日失われつつあります。

「命こそ宝」（ぬちどう宝）との日本の沖縄の金言は真理です。何よりも尊い命が毎日失われていく事態を、直ちに止めることが必要です。停戦への国連事務総長の動きを支持し、国際世論は、直ちに停戦と交渉を、両国政府に要求しなければなりません。

ウクライナでの戦争は極めて危険な展開を見せています。

この状況には、やがてこれが広がり、エスカレートし、他の国々にも拡

大しつつある国際紛争に引き込むかもしれないという危険が潜んでいます。

民衆は、ロシアとウクライナのどちらにおいても、戦争から得られるものは何もなく、一方で最大の代価を支払わされることになるでしょう。

他方で、アメリカその他の国ぐにの軍産複合体は、ウクライナ軍への大量の武器供与によって、莫大な利益を得ています。ロシアの軍産複合体も同様です。軍産複合体が支持する諸国政府は、戦争の継続による莫大な利益にあずかろうとして、停戦への熱意を全く見せていません。

私たちは特に、これが核戦争へとエスカレートする危険性、そしてそれが人類の生存への脅威となりかねないことを懸念します。

私たちは、すべての核兵器の使用と製造と保有に対する反対を改めて表明し、核保有国を含むすべての国の核兵

器禁止条約への参加と、核兵器の廃棄を要求します。

私たちは、あらためてこの戦争を止めさせるために、国連憲章に依拠することと同時に、わが日本国憲法の、特に前文と9条の精神を駆使することが大切だと考えます。国連憲章は、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下以前である1945年6月に起草されました。そこには、一方で戦争を禁止していながら、個別的自衛権(戦争)と集団的自衛権(戦争)を容認しています。日本国憲法は、1945年8月のヒロシマ・ナガサキでの核戦争攻撃の後に成立しました。ですから、一切の戦争を放棄し、陸海空軍などの戦力保持を禁じ、国の交戦権を認めていないのです。日本国憲法は、核戦争の時代に突入した人類を滅亡から救う理念をもち、国連憲章よりもさらに進んだ思想のもとに成立しました。日本国憲法のこの思想こそ、ウクライナ戦争という人類的危機にあって、有効性を持っていると考えます。

状況は悲惨ではありますが、私たちは国境を越えた民衆の団結を支援します。ウクライナとロシアの民衆の利害は共通しているからです。

私たちは、警察による弾圧があるにもかかわらず侵略に抗議し、今も抗議しているロシアの人びとと連帯します。私たちは、ロシア軍兵士たちをも含めた、大規模な反戦運動を支持します。私たちは、ウクライナの民衆が自ら、反戦の行動をとる場合には、それを支持します。これには、侵略ロシア軍の一般兵士たちとの対話と連携をする試みが含まれることを希望します。

私たちは、戦争を利用して国家間および民族間の緊張を更に引き起こすことを非難します。

この戦争は、世界最大の軍事同盟であるNATOの中東欧への拡大に触発されたロシア・NATO(盟主はアメリカ)間の事実上の代理紛争になっています。私たちは、NATOの拡大とNATO軍によるこの紛争へのいかなる介入にも反対します。

全世界からの外国軍基地撤去、特に集中している日本沖縄からの全米軍基地撤去を要求します。

先の大戦と大戦に至る侵略戦争でも、日独伊防共協定（1937年締結）が、戦争を促進し拡大させました。時代も事情もことなるとはいえ、軍事同盟が、諸国間の緊張を激化させるという点で、今回のウクライナ戦争でも、NATOの東方拡大、ウクライナの加盟方針と、無関係ではありません。

また、私たちは、過度の経済制裁が民衆に過大な打撃を与え、またこれが西側による攻撃的措置と見なされてプーチンへの支持を強化しかねないことを心配します。

こうしたウクライナへの侵略戦争という事態に乗じて、わが国では極めて危険な政治状況が生まれています。

自民公明政府と、新しいファシズムともいべき「維新の会」の壊憲策動が強まっています。私たちはこうした動きに断固反対して、立憲主義勢力が今回の参議院選挙で勝利し（参院総議席の3分の1以上獲得）壊憲を阻止することを強く目指します。自民党による

「敵基地攻撃能力」保有政策、核共有政策、アメリカ言いなりの大軍拡政策（軍事費倍増など）に強く反対します。また、「専守防衛の自衛隊は違憲ではない」という「解釈壊憲」に反対し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」（憲法9条）により、在日本米軍（現在沖縄県辺野古に建設しようとしている基地も含めて）は違憲であり、米軍が創設した自衛隊も違憲であることを改めて強く主張します。ましてや、日本国憲法に反して米軍に従属して、個別的自衛権を解釈壊憲で押し通した上に、戦争法で集団的自衛権の行使を認めることに断固反対します。

私たちは、自公政府が、自衛隊による「反戦デモ」敵視や共謀罪その他の治安立法によって、日本特に沖縄における抗議活動と民主主義に対して憲法に違反する制約を課そうとしている政策の危険性を指摘します。

私たちは、戦争を逃れて日本に入学しようとする難民たちの権利に対する、日本政府の人種差別的制限に反対します。この紛争や他の紛争から逃れ

てくる難民は歓迎されるべきです。
「入国管理」法の民主主義的改正は重要です。

私たちはウクライナやその他の戦争で荒廃した地域から逃れる人々に提供されている支援を支持します。

私たちは、発言し、議論し、討論し、そして抗議する民主的権利を持っています。

私たちは、民衆内での議論を封じ込め、異なる見解を持つ人々を恫喝し、脅迫しようとするいかなる試みをも非難します。

私たちは「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」などの市民運動を支援し、草の根運動会員のみに

なさまに対して、彼らの呼びかける反戦抗議行動に参加するよう要請します。

ウクライナとロシア、そして世界の民衆は共通の利害を持っています。

この恐ろしい状況下においても、私たちは民衆、戦争に苦しむ人びと、軍隊の被害を受ける人びと、軍事基地に反対する人びと、平和を希求する人びと、働く人びとの団結、国際連帯と国際主義を支持します。

以上

2022年6月22日

沖縄日本から

米軍基地をなくす草の根運動
運営委員会

今回の参議院選挙で明文壊憲勢力が、壊憲の国会発議に必要な3分の2以上の議席を確保しました。

今後3年間は、日本沖縄の、ひいては世界の歴史を左右する日本国憲法をめぐる重大な闘いの日々になります。

壊憲は明文壊憲も解釈壊憲も阻止しなければなりません。両方とも本質的に「壊憲」だからです。明文壊憲を阻止することは非常に重要ですが、明文壊憲を阻止するためにも、解釈壊憲を阻止することが非常に重要になっています。

米占領軍の撤退、属国「自衛」軍隊

の解散と国際災害救助隊への改編は、壊憲阻止・憲法実現の活動の最も重要な内容になっています。

(草の根運動は、「ウクライナに関する声明」をホームページと本号に発表しました)

ロシアの国連憲章に違反するウクライナ侵略に強く抗議し、即時停戦撤退を要求します！
市民と兵士の命と生活・財産を守るため、ロシア・ウクライナ両国が急ぎ即時停戦し、核戦争を防ぎ、両国の交渉、ウクライナの非核中立化、ロシア軍の即時撤退 実現を！

戦争なんかしている場合か

高柳 新（元民医連会長）

ロシアのウクライナ侵攻で、世界的に広がる好戦的動向に驚きと激しい怒りに襲われている。今戦争なんかしている場合か。コロナで世界中が苦しみ、闘っている最中ではないか。原発問題にもきちんと対処できず、地球規模の環境問題も深刻化を増している。いずれも「今でなければ、いつ」と言わなければならない時なのだ。

アメリカのイラク侵略時代に書いたエッセイを再掲する（『ふんばる医者の日』p92）。

村の鍛冶屋

長く愛唱されてきた文部省唱歌「村の鍛冶屋」は、1912（大正元）年に『尋常小学 22 校唱歌』に発表された。父がヤスリの目立て職人で、ときどき鋼を作るため、ふいごを足でこぎ、コークスの火で鍛冶仕事もしていたので、とくにこの歌は身近に感じていた。

♪しばしも止まらず槌うつ響／飛散る火の花、はしる湯玉／ふいごの風さえ息をも継がず／仕事に精出す村の鍛冶屋

作詞作曲不詳となっているところを見ると大正以前から歌いつがれてきたのだろう。一番から四番までである。しかし、僕が生まれて三年後 1942（昭和 17）年の『初等科音楽』では、二番までしかなかった。

♪あるじは名高いいっこく者よ／早起早寝の、やまい知らず／鐵さより堅いとじまんの腕で／打ちだす刃物に心こもる

だが、元の歌詞の三番を知って驚い

た。

♪刀はうたねど、大鎌・小鎌／馬鋏に、作鋏、鋤よ、鉋よ／平和のうち物休まずうちて／日毎に戦う、懶惰の敵とに、作鋏、鋤よ、鉋よ／平和のうち物休まずうちて／日毎に戦う、懶惰の敵と

「刀はうたねど・・・」と歌われていたものが、「刃物に心こもる」に改竄されていたのである。

旧約聖書、イザヤ書第二章の四に、有名な一節がある。

「彼はもろもろの国に裁きを行い、多くの民のために仲裁に立たれる。こうして、彼らはそのつるぎを打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえかまとし、国は国にむかってつるぎをあげず、彼らはもはや戦いのことを学ばない」（『聖書』日本聖書協会）

もともとの「村の鍛冶屋」とイザヤ書との一致に驚く。戦争のない世の中、武器の放棄は、時代や国が違っていても人間としての共通の願いであることを証明している。鍛冶屋の誕生は農業の始まりと同じくらい古いのだ。

60年前の沖縄戦の悲劇と戦後の基地問題が、たてつづけにNHKで放映されるなど、改めて注目されている。

集団自決、日本軍による虐殺、ひめゆり部隊の悲劇。「・・・これもいいたくないことですけれど・・・彼女たちは単に野戦看護婦であっただけでなくてときには高級将校の慰安婦の役割まで押しつけられたこどもたちもいたのです」（『教育勅語と学校教育』高島伸欣著、岩波ブックレット）。胸が詰まる。

沖縄本島だけでなく、渡嘉敷島などでも、地獄絵図はくり広げられた。ところで目と鼻の先の住民270人は全員無事で敗戦を迎えたという。

前島の当時の国民学校長、比嘉儀清が、「平和の島を守るには絶対に兵隊を駐屯させてはならない。兵がいなければ敵は攻撃しない。」と考え、決死の覚悟で、軍当局に対して島からの撤退を求めて、非武装をつらぬいたからである。前島に上陸した米軍は、日本軍がいないことを知って、武力攻撃や殺害を何らおこなわなかったのである。渡嘉敷島では帝国軍隊の存在により住民が殺害され、前島では住民の生命が守られた。

「自由を軍隊とし、艦隊とし、平等を要塞にし、博愛を剣とし、大砲にするならば、敵とするものが天下にありましようか」——中江兆民の名著『三酔人経綸問答』（1887年岩波文庫）の中の言葉である。

ウクライナへのロシアの侵攻が始まり、これを奇貨とした勢力が一斉に勢いづき「ロシアの侵略とウクライナの人民の戦い」の図式の中で、ウクライナへの支援は正義であり、ロシアへの制裁は強ければ強いほど積極なこととする雰囲気拡大している。アメリカは武器、弾薬だけではなく、新型兵器の使い方を指導するために、ウクライナに米兵までも送り込んでいる。日本政府は防弾チョッキなどを送るとともに、国内では、憲法改悪の策動を強めている。ロシアとウクライナの戦いは、いよいよアメリカとロシアの代理戦争の様相を強めている。日本は憲法9条の国である。これを忘れてはならない。

1947年8月2日、文部省が中学1年生用に発行した『あたらしい憲法

のはなし』は全くすがすがしい希望を子供たちに呼びかけた。「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました」。戦力の放棄と戦争の放棄である。「『放棄』とは『すててしまおう』ということです。しかし皆さんは、心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。」

太字にしたのは、僕だ。「ほかの国よりさきに」は世界中の国民の希望を掲げているということであり、したがって現在の国際法より高い理想を掲げているということだ。「正しいことぐらい」は本当に重い言葉だ。現在の日本の現状は、自衛隊という世界でも有数の軍隊を持ち、政府は憲法より安保条約を第一に置き、すきさえあればアメリカの尻馬に乗って、戦争をしようと考えている。核武装もして、憲法も戦争できるようにとの改憲策動が強まっている。「正しいこと」の反対は悪であり、犯罪である。憲法を現状の墮落の道ではなく、現状を一步一步正義の道に向けなければならない。ウクライナ戦争を契機に、国内外で戦争に向かう「翼賛体制」が生まれかねない。今こそ非戦・平和の声を強めなければならない時だ。**憲法9条を守れ!**

少々堅くなるが加藤周一の「言葉と戦車」（『言葉と戦車を見据えて』ちくま学芸文庫収載）から、引用しておこう。「言葉はどれほど鋭くても、どれほど多くの人々の声となっても、一台の戦車さえ破壊することができない。戦車は、すべての声を沈黙させることができるし、プラハの全体を破壊することもできる。しかし、プラハの街頭における戦車の存在そのものをみずから正当化することだけはできない

だろう。自分自身を正当化するためには、どうしても言葉を必要とする。すなわち相手を沈黙させるのではなく反駁しなければならない。言葉に対する言葉をもってしなければならない。1968年の夏、小雨に濡れたプラハに相対していたのは、圧倒的で無力な戦車と、無力で圧倒的な言葉であった。その場で勝負のつくはずはなかった」。ソ連は1968年、チェコスロバキアの民主化闘争の弾圧に50万の軍隊と、500台の戦車をもって侵略した。「大衆の占領軍に対する自発的な抵抗は、非暴力主義の徹底という面でも合法秘密放送・出版という面でも、また議会や組合の合法秘密集会という面でも、高度に組織されたものであった。大衆運動における組織された自発性。—そういうほとんど奇跡的な状況が、なぜ68年8月のチェコスロバキアには出現したのであろうか」。

僕はウクライナ戦争について5つの提案を考えた。以下列挙する。

第一は、直ちに停戦。失われていくいのち、殺されるいのちを、まず救わ

なければならない。文明の破壊も止める。

第二は、話し合いの舞台を作る。第三者、国際組織のイニシアチブが必要だろう。基本は世界の民衆の平和の声だ。そしてロシア軍の撤退である。これはどちらが先でも構わない。

第三は、和議に向けた当事者だけでない国際組織の入った話し合いである。何年にわたるかもしれない。戦争状態の長期化、核兵器の使用も否定できない状況を一刻も早くストップしてからのことだ。

第四に戦争状態を奇貨とするいっさいの行動をやめさせることだ。各国の政治権力と結びついた死の商人たちを許してはならない。

第五に世界的に平和を守る運動を徹底的に強化する。これには日本の九条の思想が役立つ。(2022. 6.20 記)

(民医連は、全日本民主医療機関連合会の略)

「ロシアのウクライナ侵略を国際法で裁く」

松井芳郎・名古屋大学名誉教授が行った講演から

(2) 憲法第9条を持つ国としての役割

最後に憲法9条を持つ国としての役割ということですが、日本国憲法は戦争を違法化するための国際社会の長年の努力を踏まえているということでは国連憲章と同じ基礎に立っています。したがって、国連憲章と日本国憲法は目的としては一致していますが、方法論が違う。

国連憲章は違法な武力を行使した国に対し最終的に武力を使うという集団安全保障の

体制をとったのに対して、日本は戦争を放棄するだけではなく、戦力の不保持と交戦権の否定を憲法で規定している。これは多分、日本国憲法は広島・長崎の被爆経験を踏まえていることが違いの重要な根拠だろうと思われる。

「核時代」に対処するという意味では、日本国憲法は国連憲章と同じ流れに沿いながら、その一歩先を行っているのだと考えられます。 (下線は「草の根ニュース」編集部)

さらに、日本国憲法は平和的な生存権を前文で認めているという点でも国連の先を進んでいます。同じような考え方が国連で認められるようになるのは1970年代から80年代です。この点でも、日本国憲法の方が進んでいます。

これに対して、日本の歴代政権は2015年の「安保法制」が典型的ですが、日本が集団的自衛権を行使し、武力を用いる国連活動にも積極的に参加する。いわゆる「普通の国」になる道を進んできたのですが。これは歴史の流れに逆行するものです。国連活動はもちろん日本国憲法の立場に近づける努力が行われるべきです。

今回のウクライナ危機に引き当てて具体化するなら、少なくとも次の2点が言えるのではないか。

一つはロシアのあからさまな国際法違反である侵略戦争を認めず、即時停戦とウクライナからの無条件撤退を求めるという世論を国

際的にも日本の国内でも広げていく必要がある。国際法の執行を担保する力は、結局、諸国民の連帯と国際世論にあるわけで、それに向けて力を尽くさなければならないと考えます。

もう一つは、核兵器の使用をちらつかせているロシアに対しては、とくに唯一の戦争被爆国としての日本の強い対応が求められます。核兵器の全廃までの過程では核保有国が核兵器を使えない国際環境を作り出していくことが必要です。この点では核兵器の全面的な禁止を規定する2017年の核兵器禁止条約が大変大きな役割を果たします。

日本国政府が条約締約国になることはただちには困難だとしても、締約国会議や検討会議にオブザーバーとして参加して、被爆国としての立場を主張することは法的にも可能だし、政治的にも極めて重要な役割を果たすことができるだろうと思います。(文責・編集部) (非核の政府を求める会ニュース第370号 2022年4月15日号)

改憲の「関ヶ原」・参議院議員選

日本国憲法の運命を決める有権者

金子 勝 (立正大学名誉教授)

(講演概要)

2030年7月の参議院議員選挙は改憲をめぐる「関ヶ原」の戦いとなります。改憲派は、168議席(248議席の3分の2)を取れば、3年間、国政選挙をしない「黄金の3年間」を作り、改憲に走ることができます。それが取れなければ「暗黒の3年間」になります。

人類の平和理論で 自衛戦争も違法に

ロシアのプーチン大統領がウクライナ侵略戦争を起こしましたが、今のところ他国が直接的に攻撃に加わっていません。人類の「平和理論」に基づく新しい「国際平和世論」が生まれたからです。それは、SNSを媒介に世界中の人々が同時に戦争や虐待の状態を見

ることにより、各地で同時に反戦、反核、平和や博愛の運動を行うことが出来るようになったということです。

人類の「平和理論」は、侵略戦争を違法とする国際法規（国連憲章など）を制定しました。今後の課題は、自衛戦争を違法とする国際法規の制定です。（下線は「草の根ニュース」編集部）自衛戦争を違法とする国際法規のモデルの一つは、ゆがめない解釈で示される「非戦・非武装・対話・永久平和主義」を宣言している日本国憲法「第九条」です。これを世界に広げることが課題です。

改憲をめぐる情勢

「ウクライナ侵略戦争」が始まると、ヨーロッパの国々は軍拡を始めましたが、日本でもこの戦争を利用して、憲法の「平和主義」を攻撃する発言が続出し、日本を侵略戦争のできる「戦争国家」にしようとする動きが激しくなりました。

「核共有」論（アメリカの核兵器の受入れ国が、核兵器の使用に際しての意思決定に加わることを認める考え方）や「非核3原則」（核兵器を作らず・持たず・持ち込ませず、の考え方）の見直し論が台頭しています。日本が「非核3原則」を破壊して「核共有」を実施することは、「第9条」と、原爆被害の悲惨さから核戦争を防ぐ目的で入れられた「平和的生存権」に違反します。唯一の核攻撃の被害者の死が無駄死になるということです。

軍事費を国内総生産（GDP）比2%に拡大する必要があるとの「軍拡」論は自民党の衆院選挙公約に掲げられ、岸田内閣総理大臣は、バイデン米大統領との「首脳会談」で、日本の防衛力を抜本的に強化するために防衛費を増額すること、敵基地攻撃能力保有の検討を表明。22年6月7日決定の「経済財政運営の基本方針2022」（「骨太の方針」）にも、「防衛力を抜本的に強化する」と明記しました。軍事費が2倍になると世界で第3位の軍事大国になります。

「敵基地攻撃能力」とは、相手国の基地を攻撃する能力のことですが、その価値は、相手国がミサイル等で攻撃してくる前に攻撃することにあります。本質は、「先制攻撃能力」です。先制攻撃は、侵略行為となるので、国連憲章「第2条」、日本国憲法「第9条」で禁止されています。さらに「基地に限定しない」「集団的自衛権行使の場合にも行える」という拡大案も出されています。

自民党「安全保障調査会」は、これらの議論を盛り込んだ「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」を、22年4月に岸田内閣総理大臣に提出しています。日本維新の会も新たな改憲案を発表しました。

また「第9条」のもとで、自衛隊を使って自衛戦争をしても憲法違反でないという人が、護憲派の側から現れました。しかし、それは立憲主義に反し、「第9条」を壊すことにつながり

ます。(下線は、「草の根ニュース」編集部、以下同様)

21世紀の平和理論

21世紀は、世界各国における民衆の「反戦平和」・「基本的人権尊重」・「民主主義尊重」・「地球環境保護」の思想と運動の高揚により、次のような歴史的な時代になります。

- ・すべての人間と動植物と地球は、平和のもとで幸福になる権利(平和的幸福追求権)がある。
- ・すべての紛争は「話し合い」(対話)で解決を、が普遍となる。
- ・すべての戦争(自衛戦争・侵略戦争・制裁戦争)とすべての武力(兵士と武器)による威嚇及び武力の行使が違法となる。
- ・戦争を仕掛けた国が結局は敗北をする。
- ・戦力を持たない国を攻撃する国は、国際社会から糾弾を受けて苦境に陥ることになると考えられ、戦力を持たない国を侵害することはできなくなる。
- ・戦力が不必要となる。

こうして、21世紀は、日本国憲法「第九条」が表明しているように、国民と国家と自治体が、いかなる戦争も、いかなる武力による威嚇及び武力の行使も永久にせず、いかなる戦力も持たず、また、いかなる交戦権(武力威嚇権・武力行使権)も求めず、すべての紛争を「話し合い」で解決するという「非戦・非武装・対話・永久平和主義」と「平和的生存権」が、人類の「導きの星」となる時代になります。戦争がないだけでなく、戦争の原因をなくすことが本当の平和につながります。

対話による紛争解決の道が、21世紀の「平和理論」です。武力で平和はつくれないからです。これから私たちがなすべきことは、武力を用いないで侵害を跳ね返す方策を立てることです。

国家は非武装外交防衛権で、あらゆる手段をとる。大臣・国会議員は命がけで交渉に行く。宗教者は祈ることで、労働者はゼネストで、など国民は非武装抵抗権を使って侵略者に対処する手段を考えていかなければなりません。「自衛権」は武力で反撃する権利で、個別的にも集団的にも自衛権を放棄しているのが「第九条」です。

(「婦民新聞」2022年6月30日号から転載)

プーチンは×でゼレンスキーは○なの？

鈴木 ひろえ

10時の出勤前に毎朝みていたワイドショー番組やめました。茶の間に居ながら戦争の状況を毎日みせられて多くの人々が逃げまどい傷つき死んでいく姿を見るのがつらくな

り、同時に21世紀になってもまだ戦争をなくせないことに怒りを感じうんざりしてきたからです。TVのスイッチを切って、FMラジオやレコード曲を聴いています。そして本棚

から『戦争中毒～アメリカが軍国主義を抜け出せない本当の理由』という本（マンガ）を取り出して再読しました。この本は2004年3月に高橋重記海先生に頂いたもの。夫と飲み仲間で、エベレストの麓まで行ってきたという山男で、仙人のような穏やかな口調で面白いことをいう方でした。私は丸山小学校のみどり学級で一緒に仕事をしました。

そしてもう一冊、今回の戦争についてモヤモヤが心に残る私に“目からウロコ”的に示唆を与えてくれたのが『週刊金曜日』の4月15日号の記事“特集ウクライナ侵攻…メキシコ・サパティスタの反戦論：ゼレンスキーも否、プーチンも否。戦争止めよ”でした。サパティスタは、3月2日と9日の二回、声明を出し、私は『週刊金曜日』の中で2日付の声明の訳文を読みました。

高校生だった頃、私は、矢臼別演習場で使われていた弾が1発30万円と知って「へえ～大砲の弾を作っている会社はすごい儲か

る！」と妙に感心したのを覚えています。それ以来、私は「戦争ほど儲かる商売はない！」

と思い、あちこちで戦争が起きるわけを納得してきました。儲ける側の人々は戦争には行かない、戦争に駆り出されるのは一般市民。わかものたちで、戦場で命を失う…。ベトナム・イラク・コソボ・アフガン…どの戦争も、構図は同じ。ロシア VS ウクライナも同じだと思います。TVに映しだされる殺りくの陰にボロ儲けする人々と命を失う人々が常にいるのです！私の50年来のこの感覚がサパティスタの出した3月2日付の声明（訳文）とピッタリ一致しました。目の前の霧が一瞬で晴れたようでした～！ 声明の全文は週刊金曜日サイトで閲覧可能とのこと。（訳：太田昌国）（すずき・ひろえ。矢臼別平和委副会長。別海町在住。「矢臼別平和委員会会員だより」より）

ウクライナについて思うこと

福原 正和

本日、5月9日朝現在、最近思うこと。ウクライナについて。ロシア軍が攻めていったことが許されることでないことは前提ですが、本当にロシアが全面的に悪で、ウクライナが善なののでしょうか。

ウクライナ東部のマリウポリで唯一ウクライナ軍の支配（立こもり）で残っている製鉄所、多くの市民も残されており、市民の非難が国際赤十字も関わってすすめられたりしています。ウクライナからの報道では、ロシア軍が邪魔をして避難できないとされていますが、ロシア軍にとっては市民が残っているために全面攻撃ができないのであって、市民が

残ることにメリットはありません。解放された市民が（ロシア側に保護された市民なので「」付きではありますが、それはお互い様であります）「ウクライナ軍が脱出を妨げた」一方、ウクライナに逃れた市民からは「『危ないから出るな』とウクライナ軍から言われた」の声がありましたが、「人間の盾」として残されている可能性の方が高いと思っています。

日本の報道は「ロシア悪し」報道で埋め尽くされていますが、アメリカがかつて「イラクに大量破壊兵器（核兵器）がある」という

「理由」でイラクに全面的に攻撃した時、11万人以上のイラク市民が殺害されたと言われますが、日本では全くと言っていいほど報道されませんでした。それに比べれば今、毎日、市民が「子供を含めて〇〇人」と、数十人規模の被害が言われています。

ベトナム戦争中、アメリカはベトナムで市民の上に太平洋戦争に世界中に落とされた爆弾よりも多い量を小さな国に落としました。森を焼き払うナバーム弾やダイオキシンを含む枯葉剤、地上で人間を殺傷目的の小さな銅弾を数万も放つポール爆弾など、非人間的な兵器を地上に落としました。あまりにもダブル

スタンダードだと思っています。

プーチン大統領が「核兵器の使用」の可能性を言及したとして「核による威嚇は許されない」と報道され、日本では安倍元首相が核の保持を言い出しています。日本が核を持つことは、どのような理由付けをしたとしても近隣アジア諸国にとって「核による威嚇」そのものではないのでしょうか。人類史上、唯一戦争による原爆被害を受けた日本、被爆者の願い「これから決して被爆者を出してはならない」という願いを踏みにじる発言に怒りがこみあげます。

(ふくはら・まさかず。札幌在住。)

会員の意見(はがきご返事)

(大阪府)

日本国憲法は、①個別自衛権 ②集団的自衛権、いずれも戦争に結びつくこと許しておりません、国際的にも、すなわち国連憲章のなかに①②を否定

することを明記させる運動が必要だと思えます。草の根運動はその先頭に立っている現実的にも高水準にあると思えます。ガンバっていきましょう。

会員の声

剣をおさめよ 剣をとるものは 剣によって滅びる (イエスキリストのことば)

米軍基地はぜったいいりません。むしろ危険です。

戦争は絶対悪 1935年(生)

この時期に「存在」が特に光ますね

いつも希望元気づけられてありがと

う よろしく。

平和の礎 根本(元)から一歩ずつ前進。

沖縄を知る上映会参加者からのカンパを送ります。

会費未納分不明のため、とりあえず
円 カンパ 円。

わずかですがカンパです。

今こそ行動をおこす時！ 5/14、15にデモとスタンディングやりました。

武力（暴力）で対抗すれば憎しみがつのり、限りなく世界戦争で地球破滅となります。

草の根ニュース充実しています。

市)

累卵の危あやうき（うき）（積み上げた卵のように不安定で危険な状態 - 広辞苑）

ウクライナへのロシア侵攻で、沖縄の基地強化と世論（本土の）の変化が心配です。

一刻も早く、撤去させたい。

超高齢の86歳になったので、今回の送金で終了とさせて下さい。（長年ご苦労様でした。ありがとうございました。—編集部）

「基地撤去」ロシアの侵略はゆるせない 国連憲章を守らせる戦いが必要。

投稿

日本のマスコミ報道はすでに戦時報道

参議院選が近くなり 各党は競ってウクライナ戦争 ロシアの侵攻を糾弾一、日本の対

会費3口 郵送料 計10000円
促進カンパ5000円 ZOOMカンパ5000円

全基地撤去のぼり旗2枚 送料カンパ計5000円

会費とカンパで、お願いいたします。いつも、ありがとうございます。

佐藤です、（会費）遅くなりました大変失礼いたしました。

沖縄から米軍基地をなくそう！！

（ほんとうにそうですね！ただ、沖縄県だけから米軍基地をなくすことはできません。「安保」と称する日米基地条約を終了すれば、全日本から、米軍は撤退しなければなりません。総選挙で勝って、そういう政府を作るのです。作りましょう！そのためにも、米軍基地をなくす草の根運動を超党派の全国市民組織に発展させましょう—編集部）

幟旗を持ち、スタンディングやっています。ガンバロー！

ありがとうございました。知事選は残念。（ご夫人が、原発反対を掲げて、新潟県知事選に立候補されました—編集部）

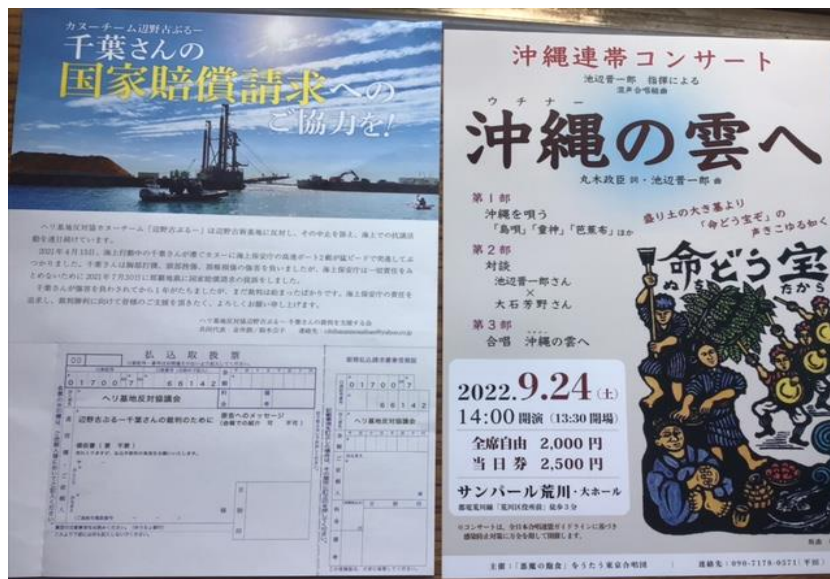
いつも運営委員の人達ありがとう！！

応を訴えています。けれども、日本の政治家が心配しなければならないのはむしろ日本の

方です。二月以降、日本のマスコミ報道はすでに戦時報道になっています。報道の渦の中で戦時マインドが日本を覆っています、同調圧力はますます強まり自由は失われています。先日、夜の路上にうずくまっている老人を見かけたので、私は、気分は悪いか、救急車を呼ぶか、手助けできる事はあるか、と尋ねました。「大丈夫だ」と彼は言って、意識ははっきりしているようなので私は安心しましたが、彼は、親切に声をかけた私に感謝して続けて次のように言ったのです「日本人は優しいなあ、ロシアとは違う」私は驚きました。この人がロシアで同じ体験をして誰も助けられなかったら、そしてそれが冬なら翌

朝まで生きていなかったでしょう。この一言は体験ではなく単にこの人のロシアのイメージにすぎないのでしょうか、酔っ払いの老人がまず発した一言がこれであった… マスコミを通じて作り出されたロシアのイメージはこれであり、この空気の中で、改憲、核共有、軍事費倍増、反撃能力…等々の準備が進行しています。その時私は「そんな事はありません、ロシア人も親切ですよ」とこの老人に言ったのですが、聞いてくれたかどうか… 草の根運動は小さな活動ですが、この日本の空気に抗ってゆきたいと思っています。
(2022/6/16 石川ゆたか 日本ユーラシア協会理事長)

雨あがり
あ・け・み
緑葉は
星屑のように
しずくをきらめかせて
嬉々として群れている
立ち去った驟雨は
青空を呼び
風を呼び
お日様を呼び
私の
こころを
呼んでいる



カヌーチーム千葉さんの国賠訴訟
温かいご支援を

うちなーの雲へ コンサート
ふるってご参加を

自衛隊「感謝」に反対

沖縄県平和委員会長 大久保 康裕

那覇市議会は4月25日、復帰後50年の自衛隊等による救患輸送に感謝する決議を自民・共産計20人の賛成多数で可決した。退席15人、反対2人だった。一斉に反発の声が上がった。私も失望した。理由は、▼急患輸送は法令上・予算上の任務にすぎず、消防庁の本来任務を良心掌握のために自衛隊に独占させていることがそもそもの問題。東日本大震災での米軍同様、オペレーションに過ぎない▼自衛隊の有用性を真正面から問うたたかいの渦中にある宮古島・石垣島住民の頑張りや団結に水をさした▼発案した元自衛官市議と陸自による組織的な自作自演の自画自賛のみならず、正体を隠す自衛隊の情報戦に塩を送った▼全会一致が意見書採決の原則なのに多数決の既成事実を積み上げた▼他所でも同決議が採決されているというのは論外。地方自治の本旨をわきまえていない▼那覇市民の民意や友好組織の認識まで同一視されかねないーなどキリがない。元陸幕長のお火箱芳文氏は5

月19日、「反自衛隊・反米軍感情が盛ん」だった沖縄も、「不発弾処理」「急患空輸支援」などで「沖縄の陸自部隊の礎を築」いたと表明している。これらの活動は自衛隊のためというわけだ。共産党市議団は「感謝」以外に他意はないとするが、対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛隊にとっては他意しかない。後日、「住民感情への配慮、自衛隊の増強等に利用されかねないことを思慮すれば真摯に反省」と表明したが、誤りとの認識はないようだ。自衛隊明記をねらう改憲機運が高められていくなかで、一番警戒すべき立場のはずだ。「自衛隊の増強に利用されかねない」どころか、そのための決議であることは明白。「思慮」ではなく、真贋（しんがん）の問題だ。屋良決議書の懸念が現実化してきたが、5月20日の宮古島市議では、共産党の上里樹議員はきっぱりと反対してくれた。

日本で唯一の全基地マップ

学びましょう！普及しましょう！普及

運動にご参加を 1枚のマップ普及が、
対米独立・主権回復へ歴史を動かします

日本沖縄で唯一の基地マップを、ご家族に、友人に、知人に、日本国民に、普及して頂けません1人でも多くの「日本沖縄」国民に、基地マップを見て頂くだけで、「基地なくす力」を、一歩つよめます

なぜなら外国軍隊の基地(197)と兵力(5万6千人)が、これほど多い国は、世界でも「日本沖縄」国だけであり沖縄県だけでなく日本全土が基地に覆われていること



「全土米軍基地方式」の惨状を国民に知って頂くことになりますから！
対米独立のために全基地撤去の目標を堅持することが大事だと思います 全日本の基地数は197(ウイキペディア)で、131(防衛省)は創作で間違いです。(草の根運動事務局で受付中 1枚200円 10枚千円)

「米軍は違憲」の歴史的な判決

砂川事件の第1審判決(伊達判決)から

[年月日] 1959年3月30日

主文 本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

理由 (略)

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」(憲法前文第一段)しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の

関係を支配する崇高な理想(国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想)を深く自覚(憲法前文第二段)した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」(憲法前文第二段)とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目指している国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものだといわなければならない。従つて憲法第九条の解釈は、かような憲

法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤出した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

(中略) 従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論

アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基づくものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを防げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。(下線は引用者による)

(略) よつて、被告人等に対する各公訴事実は起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。(裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本一郎)

【補足再録】沖縄県の基地つき復帰 50 年

基地^(「安保」)条約への復帰でなく、日本国憲法への「真の復帰」へ向けて、新しい闘いスタートへ

「急迫不正の主権侵害」は、「今」起こっています。辺野古新基地建設強行、日本が(特に沖縄)197の基地と5万6千の兵力の米占領軍によって侵害されています。中国や朝鮮にいつか侵害されることではなく、「敵は、いま、国内にあり」です。対米独立こそ今必

要。「米軍の掌握と指揮のもとにある」(共産党綱領)「自衛隊活用」とは戦争のことです。より深刻なことは、日本沖縄国民がその意識まで占領されており、自国の占領と「解釈壊憲」に気づいていないことです。

「基地のない平和な沖縄をめざす 東京の会」結成創立を提唱

対米独立運動の歴史の中で(1)

1995年12月のことでした。

同年の9月には、3人の米兵が沖縄県で少女を暴行し、沖縄県民の怒りの世論が沸騰していました。10月には、約10万人の抗議の大集会が開かれました。私は、沖縄県議会の共産党控室を訪問していました。そこには、元瀬長亀次郎衆議院議員秘書の佐次田勉さんが来ていました。彼は、「基地のない沖縄をめざす京都の会」結成呼びかけのチラシを見せてくれました。

私は、少女暴行への怒りを共有していました。そして、京都で「基地のない沖縄を目指す会」が結成できるなら、東京にも、日本全国にも結成できるだろうと直感しました。

というのは、1972年沖縄の施政権返還(祖国復帰)後、沖縄返還に大きな役割を果たした、市民団体「沖縄返還同盟」がある意味では無理やり解散させられたことがあったからです。沖縄全面返還(基地のない沖縄県への返還)を求めて闘った、「返還同盟」など沖縄返還・祖国復帰運動活動家は、当然のことながら課題の達成をめざし組織の発展を望んでいました。しかし、その声は、押しつぶされました。その経過については、沖縄返還同盟の東京都世田谷支部の中心活動家であった、座波次信君が話してくれました。そういう経過もあり、基地撤去の新組織を作ることは、タブー視されていたのです。

佐次田さんは、すでに沖縄に帰っており、多分そういう経過があったことを知らなかったの

平山 基生(草の根運動共同代表・事務局長)だと思えます。沖縄返還復帰後すでに、23年(1972年~1995年)がたっていました。

私は、帰京して、ただちに「基地のない平和な沖縄をつくる東京の会」を結成することに着手しました。本土沖縄を問わず旧沖縄返還同盟の仲間呼びかけました。連絡先事務所は、東京渋谷の私の家として発足しました。

この事実が無視され「沖縄県出身者を中心に結成」などという新聞記事が出されました。(2022年3月「しんぶん赤旗」の「人」欄での座波君紹介記事)ここで、その間違いを訂正しておきます。私が提唱して、結成された「基地のない平和な沖縄をめざす東京の会」は、本土沖縄出身をまったく問うことのない、本土沖縄一体の組織だったからです。

歴史というものは、こういうねじ曲がれかたをするものなのだなあ、ということが実感です。(2022年8月8日記)



好評! 全基地撤去の幟旗

事務所に、室内に、家庭に、お庭に、

すべての会議に、集会に そして、パレードに!

1枚 1500円 送料 500円

米軍と自衛隊は 憲法違反

【補足再録】

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」「国の交戦権は、これを認めない」(憲法第9条)

属国「自衛」軍隊と米占領軍でなく
「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を

保持しよう」と決意」(憲法前文)現代は核戦争へ発展する危険の下にあり

日本国憲法は、「自衛戦争」含め 戦争完全否定

日本国憲法は、ヒロシマ・ナガサキの痛苦の経験から、個別的と集団的自衛権という戦争を認めている国連憲章より高次の思想。基地条約終了こそ最も重要な「戦争をしないさせない」平和外交。戦争の火種をすべて摘み取り「安全生存を保持しよう」と決意。「戦争」以外のあらゆる非暴力不服従の抵抗権も保障して。

「活用論」者は、属国「自衛」軍隊を解散し災害救助隊へ改編する正しい活用政策も不採用。米占領軍とその手先自民党の「攻められたらどうする」という土俵と日本国憲法前文と9条の理念「攻めないし攻められないようにどうする」という土俵、「2つの土俵の戦い」を全く理解できず、「米日支配層の土俵」に屈服。「死の商人」軍産複合体の利潤のための思想で属国「自衛」軍隊を使つての違憲の「自衛戦争」を「合憲」と強弁しています。

沖縄県知事選

(8月25日告示、
9月11日投票)

辺野古新基地反対！デニー現知事を必ず再選へ！

知事選には、デニー知事のほか、辺野古新基地容認の自民党沖縄県連が擁立を決めた佐喜真淳前宜野湾市長と、下地幹郎元衆院議員が立候補を表明しています。

編集後記

「草の根ニュース」127号は、沖縄県の「基地つき返還復帰」50年に発行されています。又、ウクライナ戦争という、非常に危険な「核戦争」にすら発展しかねない戦争も継続中。草の根運動運営委員会は、「ウクライナ戦争に関する声明」を発表。インターネットへも掲載しました。壊憲をたくらむ自公政権維新国民などの3分の2多数は参議院選挙で阻止できませんでした。ウクライナ戦争についての各党の態度がその勝敗に大きく影響しました。ロシアの国連憲章無視の侵略を強調するあまり、米帝国主義とNATOについて「どっちもどっち論だ」と分析を放棄し、岸田政権の尻を叩いている「どっちもどっち論」批判論者は「ウクライナ戦え」だけを言って、「即時停戦交渉とウクのNATO非加盟中立化などとロ軍撤退」を全く主張しません。毎日失われていくウ市民とウロ両軍の兵士の命、そして恐るべき「核戦争」の脅威を考えると「即時停戦」はどうしても必要です。「ウクライナ戦え戦え」だけでは米と自公内閣のあと押しです。「停戦」を要求しない政策では、米と自公内閣の票を増やすだけで、参院選での大敗を招きます。国連事務総長も停戦への努力をしています。今、ロシアを強く非難することとともに、ロシ・ウク両国へ停戦を要求することの方針へ大きく野党が前進することが強く求められます。これ以外に、参院選勝利へのウ政策はありません。

太字は前号126号の編集後記の文章です。残念ながら選挙結果はその様に進行しました。対米独立という民族の旗を下ろしてしまつては、そのような政治勢力に未来はありません。(H)